

障害者活躍推進計画（議会事務局）

令和2年3月作成

機関名	滋賀県議会事務局
任命権者	滋賀県議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
滋賀県議会事務局における障害者雇用に関する課題・取組方針	<p>滋賀県議会事務局においては、非常勤職員を含めた職員総数が40名程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>職員の人事異動に伴い身体障害者が在籍することもあるが、これまで個別に対応してきた。</p> <p>今後は各任命権者と連携し、「障害の有無に関わらず全ての職員が、持てる能力を最大限発揮し、やりがいをもって働き続けられる県庁。自分らしさや強み、個性を活かし合える県庁。」の実現を目指して、全ての職員が「障害者雇用の意義」を理解した上で、「人」「仕事」「環境」という3つの視点から具体的な取組を進めていく必要がある。</p>
目標	<p>○各年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>○職員の障害者雇用の推進に関する理解を促進する。</p> <p>（評価方法）</p> <p>職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための以下の研修を広く受講させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省および滋賀労働局が開催する「障害者雇用セミナー」、 「障害者雇用職場見学会」、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、議会事務局次長を選任する。（令和元年9月6日に選任済み）</p> <p>○「障害者雇用のあり方検討ワーキングチーム（令和元年5月設置。以下「WT」という。）に参加し、障害者活躍推進計画（以下「推進計画」という。）の実施状況の点検・見直し等を行う。</p> <p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）には、滋賀労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させる。</p>

	<p>○障害や障害者雇用に関する理解促進・啓発のための研修を受講させる。</p>
<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○採用時または異動時、その他定期的に人事担当者による面談を実施することで、障害者と業務の適切なマッチングができていないか点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p> <p>○障害を有する職員の能力や希望も踏まえ、職務の選定および創出について検討を行う。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>募集・採用</p> <p>○会計年度任用職員採用試験の実施にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <p>イ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</p> <p>ロ 自力で通勤できることといった条件を設定する。</p> <p>ハ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</p> <p>ニ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</p> <p>ホ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</p> <p>職務、その他の人事管理</p> <p>○定期的な面談等により状況把握を行った上で、職場や通勤時における必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>